

神栖市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この告示は、ヘルメットの着用を促進することにより、自転車を利用する市民の交通事故による被害その他の頭部負傷の軽減に資するため、ヘルメットを購入する経費の一部に対して、予算の範囲内において神栖市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金については、神栖市補助金等交付規則（昭和41年神栖村規則第55号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、交通事故等による衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造され、かつ、補助金の交付申請の対象となる者（以下「申請対象者」という。）が令和6年4月1日以降に購入（個人からの購入を除く。）した新品のヘルメットであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマークが貼付されたもの

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマークが貼付されたもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、それらに相当する安全基準を満たしていると市長が認めるもの

(2) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者

(3) 高校生相当者 15歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある市民をいう。

(4) 保護者等 高校生相当者の親権を行う者その他現に高校生相当者を監護する者又は社会通念上、高校生相当者を保護する責任がある者をいう。

(5) 高齢者 補助金の交付申請年度の末日における満年齢が65歳以上である市民をいう。

(補助の対象者等)

第3条 補助の対象は高校生相当者及び高齢者とし、対象経費は当該者が着用するためのヘルメットの購入に要した費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 送料

- (2) 手数料
- (3) ポイント、クーポン等を利用した場合の割引額
- (4) その他当該ヘルメットの購入に当たり、価格から控除された額
(申請対象者)

第4条 申請対象者は、ヘルメットを購入した保護者等又は高校生相当者本人（18歳到達者に限る。）及び高齢者であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、市長が特に認める者にあつては、この限りでない。

- (1) 同一の高校生相当者又は高齢者について補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 同一の補助対象経費に係る他の補助金等の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有している者については、申請対象者としなない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、2,000円を上限とする。この場合において、当該算出額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする申請対象者（以下「申請者」という。）は、神栖市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書（高校生相当者申請用）（様式第1号）又は神栖市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書（高齢者申請用）（様式第2号）に、当該ヘルメットに係る次に掲げる書類を添えて、ヘルメットを購入した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 支払いを証する書類の写し
- (2) 安全基準を確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、内容が適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、神栖市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、神栖市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条第2項に規定する通知を受けた申請者は、速やかに神栖市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、内容が適当と認めるときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、神栖市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて交付された補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 この告示の失効の日（以下「失効日」という。）以前に第6条の申請を行った者については、この告示の規定は、失効日後も、なおその効力を有する。